

吉岡温泉まちなみ整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、吉岡温泉まちなみ整備事業補助金（以下「本補助金」という）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、吉岡温泉のまちなみ整備事業を支援することにより、吉岡温泉の活性化を図り、本市の観光の振興を図ることを目的として交付する。

(補助対象者)

第3条 本補助金の交付の対象となる者は、吉岡温泉町又は吉岡温泉旅館組合の推薦を受けた者とする。

(補助対象事業)

第4条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という）は、次に掲げる修景施設整備事業とする。

- (1) 住宅等修景（工事費のうち、外観に係る経費）
- (2) 建築設備等修景（屋外に露出している給排水設備、空調設備、電気設備、広告物等の隠蔽等）
- (3) 外溝修景（門、塀、柵、植栽、街灯等）
- (4) 色彩修景（外観における色彩の修景費）

(補助金の算定等)

第5条 本補助金は、補助対象事業に要する経費に2分の1を乗じて得た額（50万円を限度とし、1,000円未満の端数は、切り捨てる。）で算定し、予算の範囲内で交付する。

2 前項の規定にかかわらず、大規模な修景整備の限度額については、別に定めるものとする。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、経済観光部長が定める。

附 則

この要綱は、平成15年9月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

吉岡温泉ホテルまつり事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、吉岡温泉ホテルまつり事業補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、本市の観光資源である吉岡温泉町で観光客を誘致するためのイベントの実施に要する経費に対し、補助金を交付することにより、地域の活性化を図り、もって本市の観光の振興を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第3条 本補助金の交付の対象となる者は、吉岡温泉ホテルまつり実行委員会とする。

(補助対象事業)

第4条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、吉岡温泉ホテルまつりとする。

(補助金の算定等)

第5条 本補助金は、補助対象事業に要する経費に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数は切り捨てる。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、経済観光部長が定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。